

平成16年度 第2回
技術委員会 冷凍空調部会 議事録

. 日 時 : 平成16年10月12日(火) 10:00~12:00

. 場 所 : 高圧ガス保安協会 第3会議室(7F)

. 出席者 : (順不同・敬称略)

部会長 : 功刀 [(社)日本冷凍空調学会]

委員 : 佐川 [(社)日本冷凍空調工業会]、飯島 [(社)日本冷蔵
倉庫協会]、片野 [(社)日本冷凍空調設備工業連合会]

事務局 : 大角、岩崎、神門、松木、岡田、久本、松本、長沼、瀬谷

傍聴者 : 笹尾 [METI]、小林 [METI]、関田 [(社)日本冷凍空調学
会]、松浦 [(株)前川製作所]

. 配付資料 :

資料8 第10期 第1回 技術委員会冷凍空調部会 議事概要

資料9-1 パブリックコメント対応表(案) - 冷凍関係のみ

資料9-2 パブリックコメント対応表(案) - 全規則関係

資料10 定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案)

資料11 保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案)

参考 技術基準策定プロセスの見直しについて

. 議 事

1. 出席者の紹介

事務局から、各委員の紹介があった。

2. 挨拶等

(1) 大角会長から、以下のような挨拶があった。

- ・ 前回の部会でご審議・ご了解頂いた「定期自主検査実施要領案」と「保安検査基準案」についてパブリックコメントを実施した。
- ・ 従来から、冷凍関係は学会、冷凍機メーカー、設備工事業者、ユーザ及び検査事務所との間の摺り合わせがなされた実践的な基準であったことから、冷凍関係に係る要領等についてのパブリックコメントは少数であった。
- ・ 本日は、上記の他、他規則関係の要領等についてのパブリックコメントで、冷凍則の要領等にも反映した方がよいと思われるものについても、その対応について、ご審議を頂き、ご了承が得られれば、10月19日に開催される技術委員会に最終案として提出したい。

(2) 功刀部会長から、以下のような挨拶があった。

- ・ KHKの技術基準策定プロセスに従って、パブリックコメントが行われた。
本日はその結果に対する対応についてご審議頂きたいと存じますのでよろしくお願ひしたい。

3. 配布資料の確認

事務局から、配布資料の確認が行われた。

4. 前回議事の確認

事務局から、資料8に基づいて、前回議事概要が通読され了承された。

5. 定期自主検査要領(案)及び保安検査基準(案)のパブリックコメントの対応について

(1) 事務局から、パブリックコメントの内容について、概ね、以下のような説明があった。

- ・ パブリックコメントは、KHKホームページにおいて、8月13日から9月13日の1ヶ月間で行われた。
- ・ パブリックコメントの総数は161件であった。
- ・ 冷凍則関係の要領等に係るパブリックコメントは14件あり、分類すると以下の内訳であった。

パブリックコメント14件のうち、冷凍則固有のものは7件、他規則に係るパブリックコメントで冷凍則にも関係するものが7件であった。

パブリックコメント14件のうち、資料9-1の凡例別で見ると、[技術的内容の変更を必要とする意見及び対応(案)]は0件、[表現上の修正等で対応できる意見及び対応(案)]は10件(うち、冷凍固有のもの7件、共通のもの3件)、[今後の検討事項、対応事項]は2件(冷凍固有のもの0件、共通のもの2件)、-[内容に関するものではない意見等]は1件(冷凍固有のもの0件、共通のもの1件)、無印1件(冷凍固有のもの0件、共通は1件)であった。

(2) 事務局から、資料9-1及び資料10に基づいて、冷凍則に係るパブリックコメントの対応案について説明があり、以下のような質疑応答があった。

- ・ 資料9-1のNo.13で、日本非破壊検査協会において検討中であり、その成案ができあがり次第対応するとあるが、具体的にはどのような流れになるのか？
日本非破壊検査協会の成案をもとに部会で審議することになる。
- ・ 成案は何時頃になるのか？
概ね1年位と聞いている。
ただし、その成案をそのまま本要領等に適用できるかどうかは、事務局において検討し、その結果を部会でご審議頂くことになる。
- ・ 今後、要領・基準に不都合な部分が生じた場合は、どのようなプロセスで改正されるのか？
不都合な部分についてご提案を頂き、それに基づいて迅速に部会を開催し

検討することとなる。規格を常に生きた状態のものとするため、今回と同様なプロセスを経ることになる。

- ・ 事業所側が定期自主検査実施要領に基づいて、定期自主検査をすることを考えると検査する人の力量が問われるのではないか？

他規則とは異なり、冷凍則に係る定期自主検査は、KHKの冷凍保安検査員が検査を実施している。(本要領等も冷凍保安検査員が実施することを前提に作られている。)また、冷凍保安検査員は省令に基づく要件を満足し、かつ、県協会の会長から検査員として相応した者が推薦されている。

6. パブリックコメント対応案について

以上の審議の後、功刀部会長から、パブリックコメント対応案についての議決が挙手により行われ、全員一致で事務局提案が了承された。

7. 冷凍保安規則及び冷凍保安規則関係例示基準の改正について

事務局から、冷凍保安規則及び冷凍保安規則関係例示基準の改正について、以下のような紹介があった。

- ・ 現在、経済産業省において、冷凍保安規則と同規則関係例示基準について検討が行われている。その検討に基づく改正内容について紹介します。

冷凍保安規則関係

- a. 「冷凍能力算定基準」に係る「Q値」に「二酸化炭素」を追加。
- b. 「冷凍能力算定基準」に係る「C値」に「二酸化炭素」を追加。
- c. 「冷凍能力算定基準」の「第3号」の容積式圧縮機に「第4号」の自然循環式を組み合わせた場合の算定方式を第4号の算式をもって1日の冷凍能力とする旨を「第5号」として規定。
- d. 「冷凍保安責任者の選任不要の施設」に係る「アンモニアユニット型冷凍設備」の要件にブラインと同様に「二酸化炭素を冷媒ガスとする自然循環式冷凍設備」を追加。
- e. 「冷凍保安責任者の選任不要の施設」に係る「フルオロカーボン(不活性)冷凍設備」の「冷凍能力300トン未満」の要件を撤廃。
- f. 「冷凍設備に係る機器の指定」において、「1日の冷凍能力が5トン未満のフルオロカーボン(不活性のものに限る。)を冷媒ガスとする冷凍設備」を対象から削除。

冷凍保安規則関係例示基準関係

- a. 「設計圧力」において、表19.1の設計圧力によらない自然循環式冷凍設備(アンモニア冷凍設備と二酸化炭素を冷媒ガスとする自然循環式冷凍設備と組み合わせたもののうち自然循環式冷凍設備)の設計圧力を規定。
- b. 「許容圧力以下にもどすことのできる安全装置」に係る上記a.のものについては安全弁の口径算定式は「C3」とする旨を規定。
- c. 「除害のための措置」において、ユニット型のアンモニア冷凍設備等に関する「除害方式の区分及び基準」を規定。